

生活困窮者自立支援総合相談事業業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

生活困窮者等（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるもの）を困窮状態から早期に脱却させることを目的とする。総合的なアセスメントを行い、対象者各々の生活困窮の問題に対し、適切なアプローチ及び適切な関係機関への連携等を要するため、支援員には幅広い専門的知識が必要となる。そこで、プロポーザル方式により、広く事業者から提案を募集して総合的に判断し、最も適した事業者を選定することとする。

2 業務委託内容

「仕様書（案）」のとおり

3 提案限度額

提案限度額 22,631,400 円（税込）

※ 価格は、仕様書の事業規模に基づいて算出すること。

※ 提案限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 提案限度額は選定評価に利用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

4 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止等取扱要綱（18 文総契第 347 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール

- (1) 募集要項の公表、募集説明会参加受付開始 平成 30 年 9 月 12 日 (水)
- (2) 募集説明会参加受付申し込み締め切り …… 平成 30 年 9 月 25 日 (火)
午後 4 時まで
- (3) 募集説明会 …………… 平成 30 年 9 月 28 日 (金)
午前 10 時から
- (4) 質問受付期間 …………… 平成 30 年 10 月 1 日 (月)
～11 日 (木)
- (5) 質問回答期限 …………… 平成 30 年 10 月 15 日 (月)
- (6) 参加申込書及び提出書類受付期間 …………… 平成 30 年 10 月 16 日 (火)
～22 日 (月)
受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (7) 第一次審査：書類審査…………… 平成 30 年 11 月 8 日 (木)
- (8) 第一次審査結果通知送付 (全参加事業者) …… 平成 30 年 11 月 13 日 (火)
- (9) 第二次審査：プレゼンテーション、質疑応答 平成 30 年 11 月 16 日 (金)
- (10) 最終結果通知送付 (第二次審査参加事業者) 平成 30 年 12 月中旬
- (11) 契約締結 …………… 平成 31 年 4 月 1 日 (予定)

7 募集説明会

募集説明会を次のとおり行う。

本プロポーザルに応募を希望する事業者は、募集説明会への出席を必須とする。

(1) 日時

平成 30 年 9 月 28 日 (金) 午前 10 時から

(2) 会場

文京シビックセンター 10 階 1001 会議室

(3) 参加申込方法

電子メールにて受け付ける。メール本文には、事業者名、担当者氏名、連絡先 (電話番号、メールアドレス)、参加人数 (3 人以内) を明記し、下記メールアドレス宛てに申込期限までに申し込むこと。なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に受信設定から開封確認設定を行ってください。

ア 件名

「生活困窮者自立支援総合相談事業業務委託：説明会参加申込」

イ 申込期限

平成 30 年 9 月 25 日 (火) 午後 4 時まで

ウ メールアドレス

b302500@city.bunkyo.lg.jp

8 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を「プロポーザル募集要項」及び「企画提案書等作成要領」を参考に作成し提出すること。

(1) 提出書類

| 提出書類 |
|---|
| ア 参加申込書（様式第1号） |
| イ 企画提案書（様式第2号 A4判9ページ以内） 必須記入項目 ① 会社概要・運営理念 ② 過去の自立相談支援事業の実施結果について ③ 事業実施に関する専門性（資格保有状況・研修受講体制等）について ④ 実施体制（円滑な事業実施のための取組等）について ⑤ 安全管理対策（苦情、事故防止、及び事故発生時の安全管理）について ⑥ 区への報告体制（実施結果の電子データ化・報告・分析・評価）について ⑦ 自立相談支援に関する法人独自の工夫や取組について ⑧ 情報機器等の整備状況、安全対策について ⑨ 支援対象者に繋がる効果的な取り組みについて |
| ウ 本業務の人員体制（様式第3号） ・職員体制（職員体制、有資格者数、経験年数等） |
| エ 業務受託実績（様式第4号） |
| オ 会社組織図（指定様式なし A4判） |
| カ 会社概要（指定様式なし A4判） |
| キ 見積書（指定様式なし A4判） |
| ク 決算書（直近3カ年、貸借対照表、損益計算書、収支計算書等 指定様式なし） |

(2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製してください。

- ①提出部数等 9部（正本1部・副本2部・選定用ファイル6部）

②調製方法

- ア 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。正本に添付する書類は原本としてください。
- イ 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。副本に添付する書類は、正本の写しとしてください。
- ウ 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入してください。なお、添付する書類は、上記（１）提出書類の一覧にある、イ～エ正本の写しとしてください。ただし、添付する書類は事業者名が分からないようにしてください。
- エ 用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則 A4 判とします。やむを得ない場合は、A3 判を A4 判の大きさに折ったものでも可とします。
- オ 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付してください。
- カ 提出書類一式を上記（１）表の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にしてください。
- キ その他別紙「企画提案書等作成要領」をご確認ください。

（３）提出書類の配布

平成 30 年 9 月 12 日（水）から 10 月 22 日（月）まで、区ホームページにおいて配布する。

（４）提出場所及び提出方法

福祉部生活福祉課（文京シビックセンター9F 北側）へ持参すること。

※郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

※提出者は本委託業務に従事する者とする。

（５）提出期間

平成 30 年 10 月 16 日（火）から 10 月 22 日（月）まで

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

9 選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、選定委員によって次のとおり審査する。

（１）第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に、書類審査により委託事業者候補を上位 3 事業者程度選定する。

（２）第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者が、企画提案書等に基づき、1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う（パワーポイントの使用も可能）。その後、選定委員から20分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションの説明者は、総括責任者が行う。

(3) 委託候補者の選定

委託候補者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

ただし、第一次審査及び第二次審査の合計点が区の設定した基準点に満たない委託候補者は、順位にかかわらず選定しないこととする。

(4) 結果の通知

第一次審査の結果は、審査を行ったすべての事業者の結果のみを郵送で通知する。なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

最終結果は、第二次審査を行ったすべての事業者の結果のみを郵送で通知する。

(5) 委託候補事業者の公表

審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問い合わせには応じない。

[公表する項目]

- ① 件名、②業務概要、③選定した日、④契約交渉順位第一位の事業者名及び所在地、⑤契約交渉順位第一位の事業者が提案した見積金額、⑥選定結果（不選定者名は番号等に置き換える。）

10 質問・回答

本プロポーザルに関する問い合わせ及び質問がある場合は、次の通り受け付けるものとする。

(1) 受付期間

平成30年10月1日（月）から10月11日（木）まで

(2) 受付方法

下記のメールアドレスへ件名を付し、メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、質問（箇条書き）を記載すること。

件名：「生活困窮者自立支援総合相談事業業務委託：プロポーザル質問」

メールアドレス：b302500@city.bunkyo.lg.jp

(3) 回答方法

受理した質問は、平成30年10月15日（月）までに、募集説明会参加全事業者にメールにて回答する。

- (4) メール以外による問い合わせ及び質問は受け付けない。
- (5) 受付期間を過ぎた後は、質問を受け付けない。なお、メールサーバによる遅延等を理由に受付期間に間に合わなかった場合も、区は一切責任を負わない。

1.1 情報公開の取扱い

- (1) 応募した事業者名については、委託候補事業者に限らず情報公開の対象となる。
- (2) 応募事業者の提出書類等は、情報公開の対象となるが、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると区が認めた個所(ノウハウ、人事に係る情報等)については非公開とする。

1.2 参加申込書等の無効

次のいずれかに該当する参加申込書等は、無効とする。参加申込書等を無効とした場合は、当該者に対し無効の通知を行う。

- (1) 参加申込書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 提案限度価格を超えた見積価格の提案があった場合
- (3) 持参以外の方法により参加申込書等が提出された場合
- (4) その他募集要項の条件に適合しない場合

1.3 失格

参加事業者が5の参加資格を満たしていない場合は、失格とする。また、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

1.4 契約

- (1) 契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補者と提案内容に基づき、仕様内容を協議の上決定する。
- (2) 契約交渉順位第1位の委託候補者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補者を繰り上げ、協議を行う。

1.5 個人情報の取扱い

受託者は個人情報保護条例第12条の2、第27条の2、第34条等の規定に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となる。受託者は、本業務において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じること。

1.6 留意事項

- (1) 参加申込書等の取扱い
 - ア 提出期限後の参加申込書等の差し替え及び再提出は原則として認めない。
 - イ 提出された参加申込書等の提出書類は返却せず、区において処分する。

ウ 提出された参加申込書等は、本プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しない。

(2) 応募の辞退

参加申込書及び企画提案書を提出した後に辞退する場合は、直ちに電話にて事業執行担当者まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第5号）を応募書類提出先へ郵送または持参にて提出すること。なお、**辞退の受付は、平成30年10月31日（水）午後4時までとする。**

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する費用は、すべて応募事業者の負担とする。

(4) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

1.7 事業担当

文京区福祉部生活福祉課自立支援担当 佐伯

TEL (03) 5803-1917

FAX (03) 5803-1354

メールアドレス：b302500@city.bunkyo.lg.jp